

堺市特別職報酬等審議会

(参考資料)

平成 3 1 年 1 月

堺 市 人 事 部

目 次

	ページ
1 堺市特別職報酬等審議会委員名簿	P 1
2 特別職報酬等審議会に関する条例・規則	
(1) 堺市特別職報酬等審議会条例	P 2
(2) 堺市特別職報酬等審議会規則	P 4
3 堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準	P 5
4 平成29年度 堺市特別職報酬等審議会の意見（写）	P 7
5 政令指定都市等の特別職報酬等審議会の状況	P 1 1
6 堺市財政状況について	P 1 2

堺市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は 50 音順)

	団 体 名 等	氏 名
委 員	弁護士	岩本 洋子
委 員	堺市女性団体協議会 代表者	久保 洋子
委 員	堺経営者協会 代表者	隈元 英輔
委 員	大阪府立大学大学院 経済学研究科長	近藤 真司
委 員	公認会計士・税理士	篠藤 敦子
委 員	堺市農業協同組合 代表者	寺下 三郎
委 員	堺商工会議所 代表者	堀畑 好秀
委 員	堺市自治連合協議会 代表者	森口 巖
委 員	連合大阪大阪南地域協議会堺地区協議会 代表者	森下 直樹
委 員	大阪労連堺労働組合総連合 代表者	横山 健

任 期 平成 30 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 31 日

2 特別職報酬等審議会に関する条例・規則

(1) 堺市特別職報酬等審議会条例 (昭和40年12月25日条例第34号)

(設置)

第1条 本市に堺市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、調査審議し、市長に対し意見具申するとともに、市長から諮問があったときは、当該諮問事項について答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は、学識経験者、堺市の区域内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年1月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。

附 則(昭和44年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年1月30日条例第4号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年12月23日条例第49号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後又は任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が行う。

附 則(平成16年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 堺市特別職報酬等審議会規則 (昭和 41 年 4 月 18 日規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市特別職報酬等審議会条例(昭和 40 年条例第 34 号。以下「条例」という。)の定めるところにより、条例の施行について必要な事項を定める。

(議長及び招集の通知)

第 2 条 会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知するものとする。

(議決)

第 3 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の記録)

第 4 条 議長は、事務局をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記録させるものとする。

(運営の細則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 4 月 18 日から施行する。

3 堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の公開及び傍聴について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、出席委員の過半数の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議することとなる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない場合又は会議の適正な運営に支障を生ずるおそれがある場合

(傍聴の定数)

第3条 会長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声器若しくはメガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者
(第6条ただし書の規定による許可を受けた者を除く。)
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 会長は、必要があると認められるときは、係員に前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かについて傍聴を希望する者又は傍聴人に質問し、及び検査させることができる。

3 会長は、前項の規定による質問又は検査に応じない者については、その傍聴を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン又は腕章の類をする等の示威行為をしないこと。
- (3) 委員その他審議会関係者の発言に対して拍手、やじその他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、ラジオ、パソコンその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、映画、録音等)

第6条 傍聴人は、会場内において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を文書にて受けた場合は、許可を受けた範囲内において審議の妨げにならない方法により写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(非公開時における退場)

第7条 傍聴人は、第2条の規定により会議が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴人は、会長及び係員の指示に従い、会場を傍聴しなければならない。

2. 会長は、傍聴人がこの基準の規定に違反する場合は、これを静止し、その指示に従わないときは、係員に命じ当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この基準は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。



平成30年3月27日

堺市長 竹山 修身 様

堺市特別職報酬等審議会
会長 近藤 真



市長及び副市長の給料の額並びに議会議員の議員報酬の額について
(意見具申)

本審議会において、市長及び副市長の給料の額並びに議会議員の議員報酬の額について、下記のとおり意見具申します。

記

【審議決定事項】

- ・市長及び副市長の給料の額並びに議会議員の議員報酬の額については、現行のまま据え置きとする。

※主要な論点についての本審議会の考え方及び付帯意見については、別紙のとおりである。

1 審議決定の理由

【本市の財政状況】

我が国の経済は、世界経済の成長に支えられて輸出が増加基調にあるほか、設備投資や個人消費などの内需も堅調であり、企業収益や業況感に改善の動きが見られる一方、いまだ金融緩和政策が継続して実施されるなど、景気回復に時間を要しており、今後の景気動向を考えると、市財政に与える影響は将来的に不透明な面があり、本市を取り巻く社会経済情勢は楽観できない。

しかし、本市の決算状況をみると、扶助費などの社会保障関係費が増加傾向にあるものの、実質収支について37年連続、単年度収支について7年連続の黒字を確保し、また、自治体財政の健全化を示す健全化判断比率の4指標については、いずれも早期健全化基準を大幅にクリアしており、特に、実質公債費比率や将来負担比率は20政令市中4位にあるなど、本市の財政状況は昨年度の審議の際と比較して、大きな変化は見られない。

このことから、市長及び副市長の給料の額並びに議会議員の議員報酬の額（以下「特別職の給料の額等」という。）について、財政状況を理由に改定する状況にはない。

【一般職との比較】

一般職の最高位である局長級の平均給与額と特別職の給料の額等を比較すると、その差額は減少傾向にある。

しかし、適正な差額をどのように考えるかという問題はあるものの、一般職において、平成28年4月から実施した給与制度の見直しにより、給与が下げられる状況にあり、現時点では、特別職の給料の額を改定する状況にない。

【他の政令指定都市との比較】

昨年度と同様、市長及び副市長については、月額及び年収のほか、一任期（4年）当りの給与総額を比較項目に加えて審議し、退職手当制度がない議会議員については、月額及び年収により審議したところ、本市の状況は、他の政令指定都市と比べて中位にあり、また同規模の政令指定都市と比べても、概ね均衡していることから、特別職の給料の額等を改定すべき要因は見当たらない。

【職務職責】

都道府県並みの権限を持つ政令指定都市の市長及び副市長並びに議会議員について、それぞれの職務職責は増してきているものと考えますが、一方で、特別職の給料の額等は、平成9年以降据え置いてきた経過がある。

また、議会議員については、議長を除き平成9年以降、議員報酬を据え置いているが、その間、中核市・政令市への移行、議員定数の削減、議会力向上会議の開催などの議会改革への積極的な取り組みなど、個々の職務職責は増加していることから、引き続き注視していく必要があると考える。

2 付帯意見

今回実施された市長及び副市長の給与減額措置は、市長が公約の実現として実行したこと、また副市長は市長と一体で市政運営にあたるため減額したことについて、一定の理解はできるものの、本来の職務職責から考えると、解消することが望ましい。

堺市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	近 藤 真 司
職務代理者	堀 畑 好 秀
委 員	岩 本 洋 子
委 員	久 保 洋 子
委 員	隈 元 英 輔
委 員	篠 藤 敦 子
委 員	寺 下 三 郎
委 員	森 口 巖
委 員	横 山 健
委 員	吉 田 大 輔

○政令指定都市等の特別職報酬等審議会（給料又は議員報酬に関するもの）の状況

平成30年12月時点

市名	平成30年度				平成29年度			
	開催状況	答申日 意見日	実施時期	答申又は意見の内容	開催状況	答申日 意見日	実施時期	答申又は意見の内容
札幌市	×				×			
仙台市	×				×			
さいたま市	○	H30.11.2		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	○	H29.10.19		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き
千葉市	×				○	H30.2.6	H30.4.1	市長・副市長 : 引上げ
横浜市	×				×			
川崎市	○	H30.12.25		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	×			
相模原市	×				×			
新潟市	○	H30.11.5		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	○	H29.11.10		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き
静岡市	×				×			
浜松市	○	H30.10.16		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	○	H29.10.19		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き
名古屋市	○	-	-	市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	○	-	-	市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き
京都市	×				×			
大阪市	×				×			
神戸市	×				×			
岡山市	×				×			
広島市	×				×			
北九州市	×				×			
福岡市	○	H30.12.3		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き	○	H30.12.8		市長・副市長 : 据置き 議長・副議長・議会議員 : 据置き
熊本市	×				○	H30.1.31	H30.4.1	市長・副市長 : 引上げ 議長・副議長・議会議員 : 引上げ
大阪府	×				×			

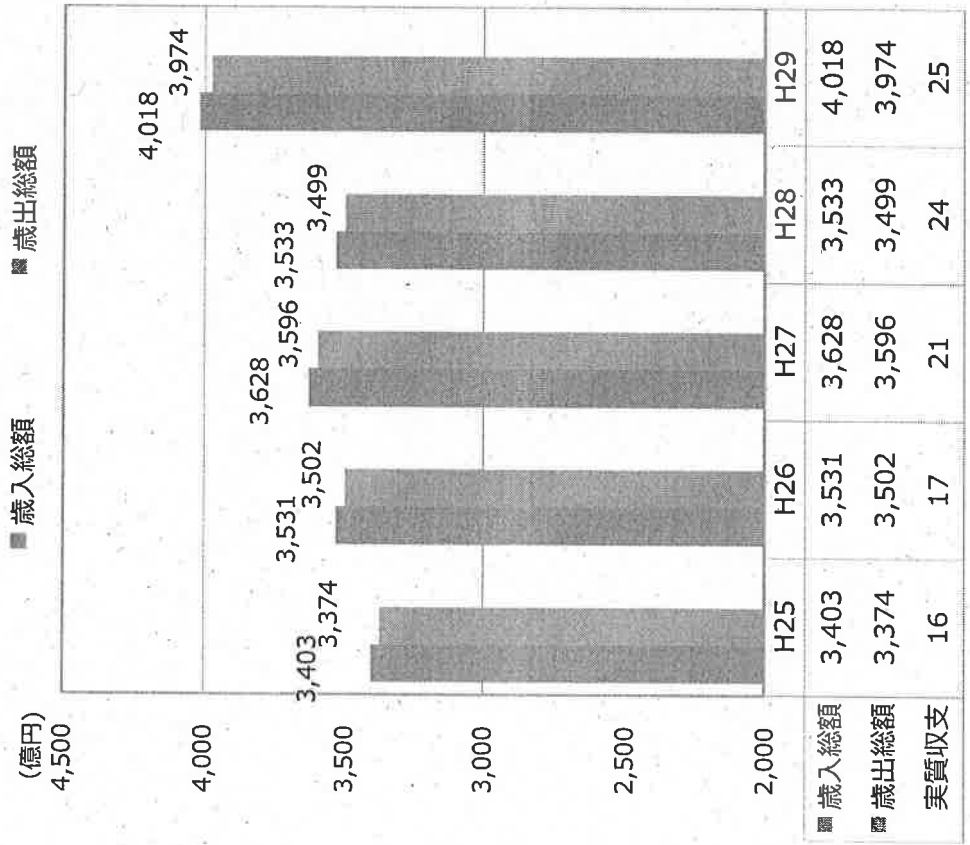
※答申等に市長（知事）及び副市長（副知事）の給料に係るもの並びに議長、副議長及び議会議員の議員報酬に係るものを記載
 ※名古屋市の答申日・意見日の欄が「-」になっているのは、書面での答申等の体裁をとらなかったため

平成29年度 普通会計の決算状況

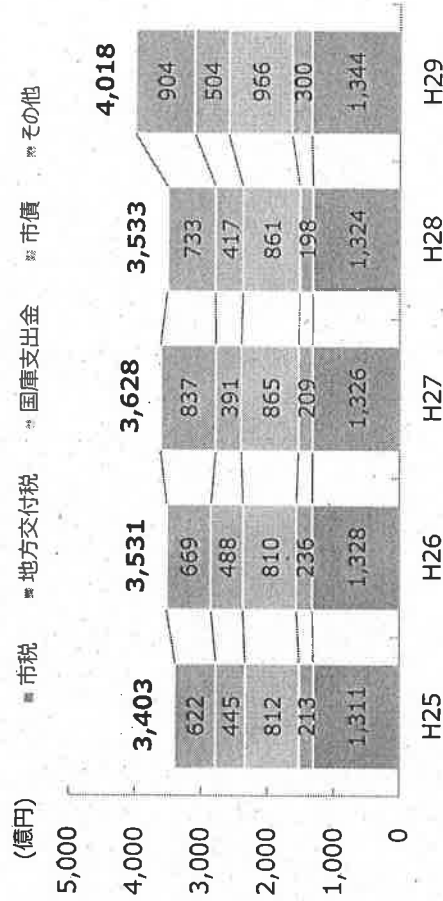


- 実質収支は25.4億円と昭和55年から38年連続の黒字
- 府費負担教職員制度の見直しに係る人件費が皆増となったことにより、歳入・歳出とも大きく増加

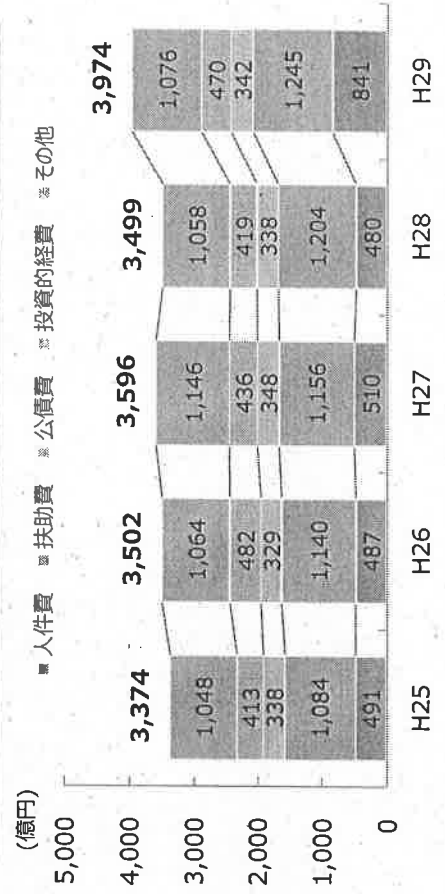
歳入総額と歳出総額の推移



歳入決算額の推移

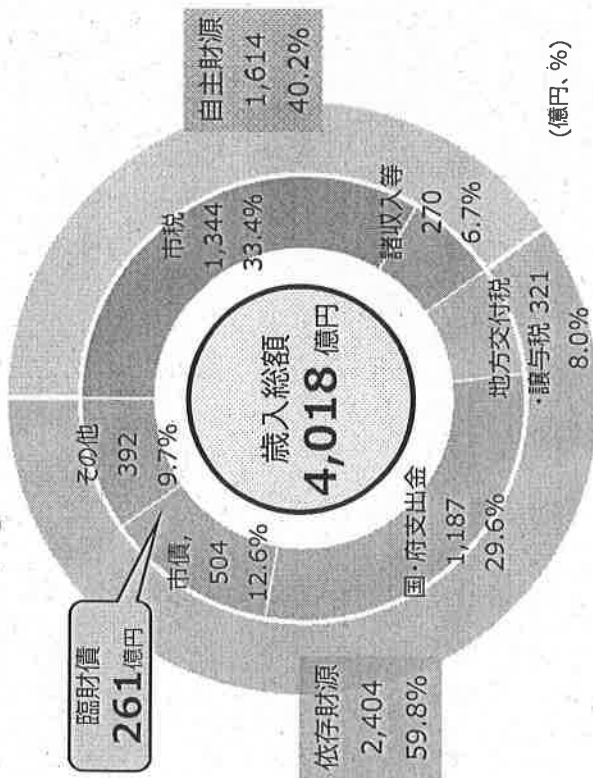


歳出決算額の推移

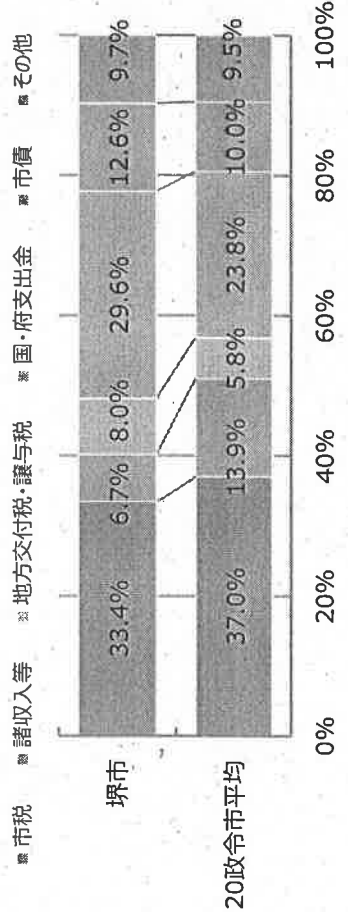


歳入構造の分析

◆ 歳入の内訳

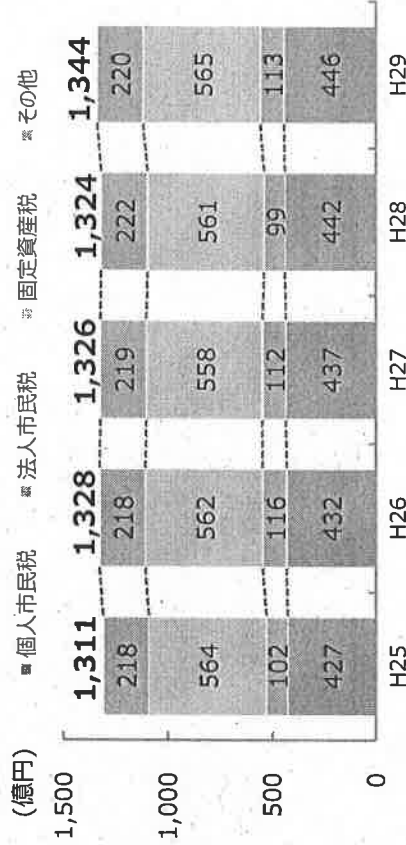


◆ 平成29年度は、府費負担教職員に係る人件費の財源措置による国庫支出金等の増加に伴い、依存財源が増加

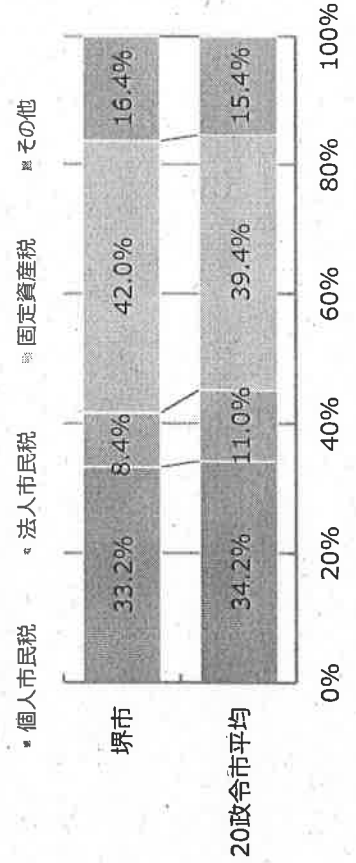


◆ 税収構造

- 個人市民税は、納税者数が増えたことにより、増加
- 市税徴収率は、徴収強化により0.4ポイント改善 (H28 : 97.8% ⇒ H29 : 98.2%)
- 法人市民税は、企業収益の改善により増加

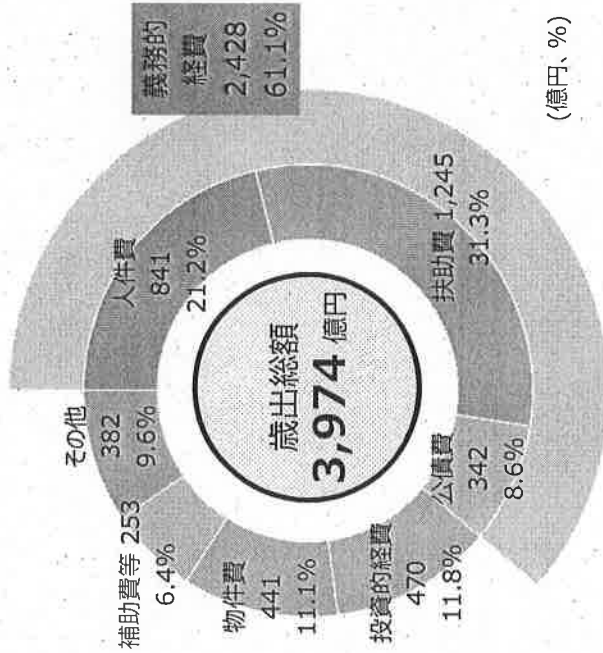


◆ 景気変動の影響を受けにくい固定資産税の比率が20政令市平均より高い



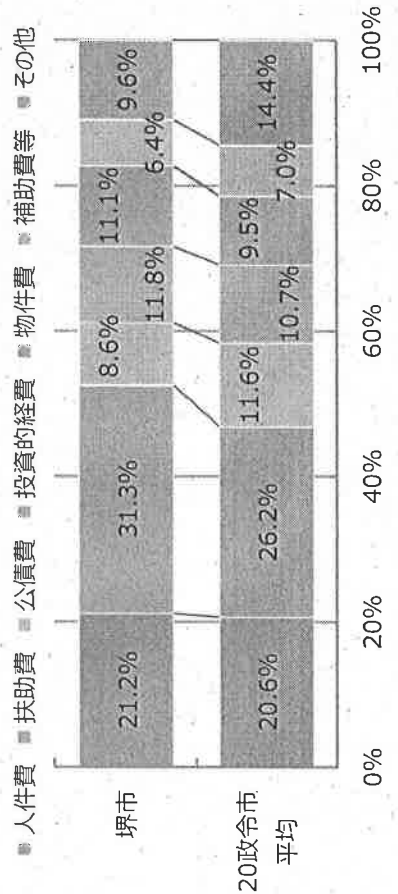
歳出構造の分析

◆ 歳出の内訳 (性質別)



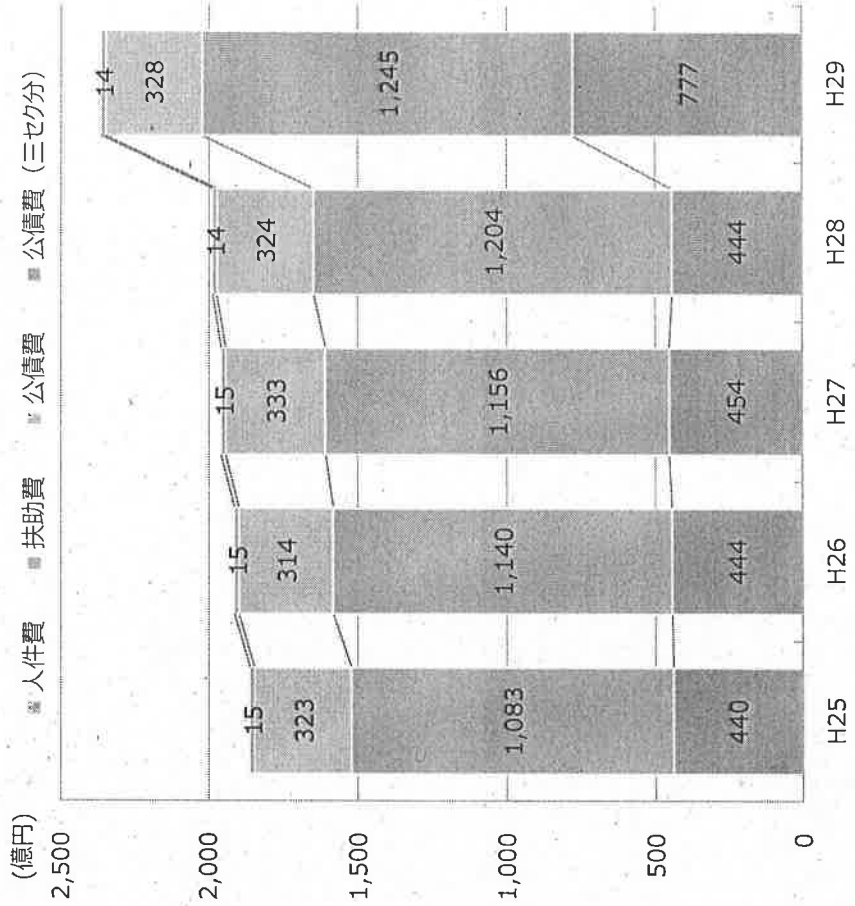
(億円、%)

◆ 20政令市平均と比べて公債費負担が少ない



- ◆ 人件費(退職手当除く)は、府費負担教職員制度の見直しに係るものが皆増となったことにより、大きく増加(+75.0%)
- ◆ 扶助費は、認定こども園などの利用児童数の増加などに伴う施設への給付費等が増加したことなどにより、増加(+3.4%)
- ◆ 公債費は臨時財政対策債の影響でやや増加(+1.1%)

※()前年度比

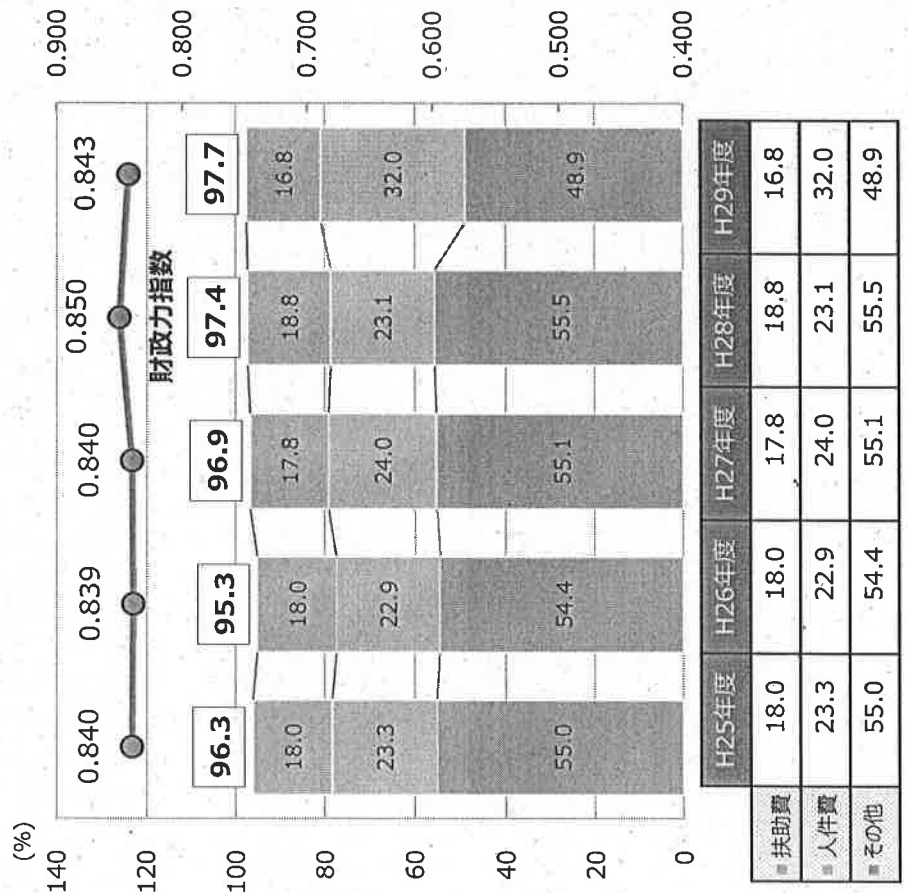


* 人件費については退職手当を除く

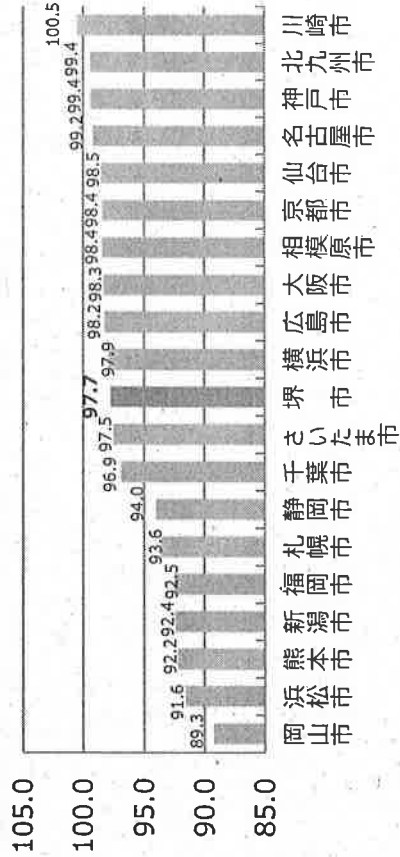
経常収支比率、財政力指数の推移

- 経常収支比率は、歳入経常一般財源の市税等が増加したもの、歳出経常一般財源の扶助費など社会保障関係費の増加がそれを上回ったことにより、0.3ポイント上昇
- 財政力指数は、ほぼ横ばいで推移

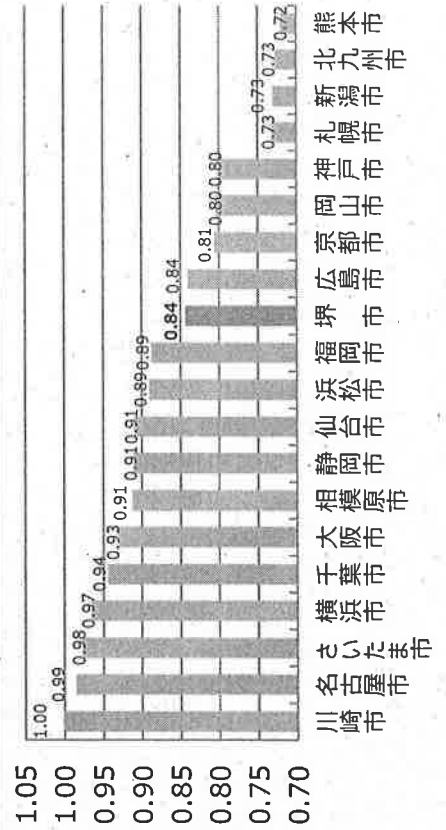
経常収支比率と財政力指数の推移



経常収支比率(20政令市の状況)



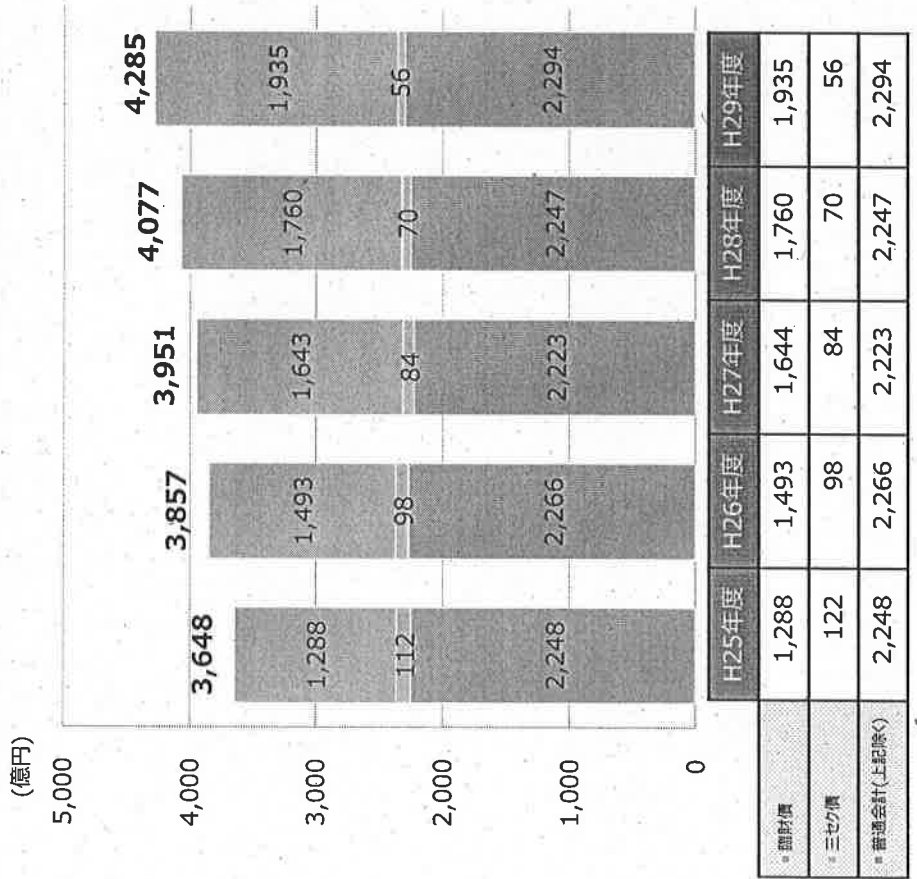
財政力指数(20政令市の状況)



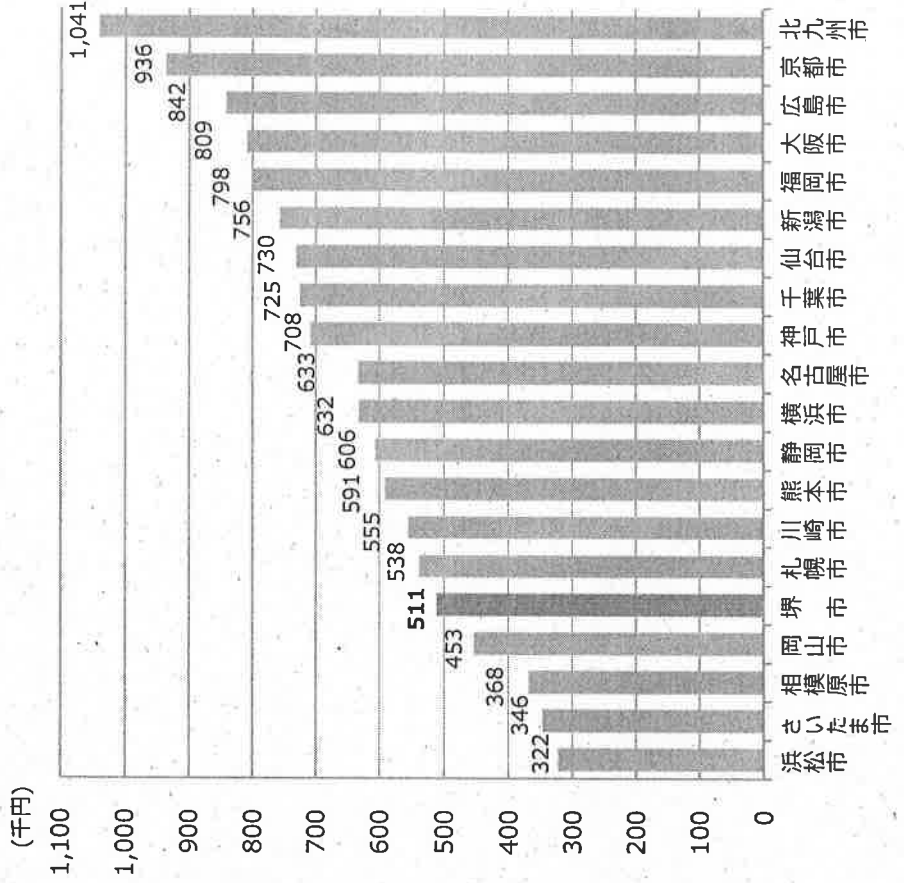
市債残高の推移

- 臨時財政対策債を除いた市債残高は、近年ほぼ横ばいで推移
- 市民一人当たり市債残高は、20政令市中、5番目に少ない

市債残高の推移(普通会計)



市民一人当たりの市債残高(普通会計)

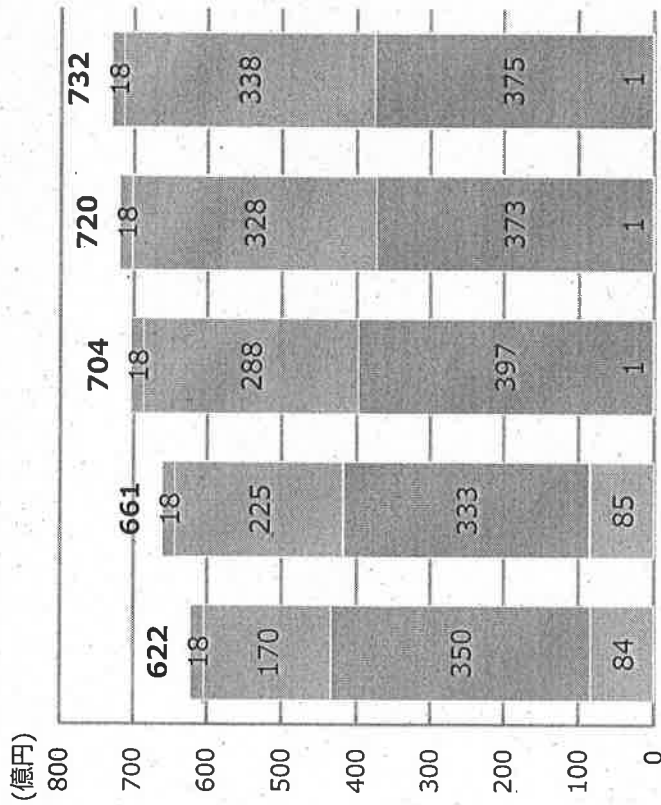


基金の積立状況

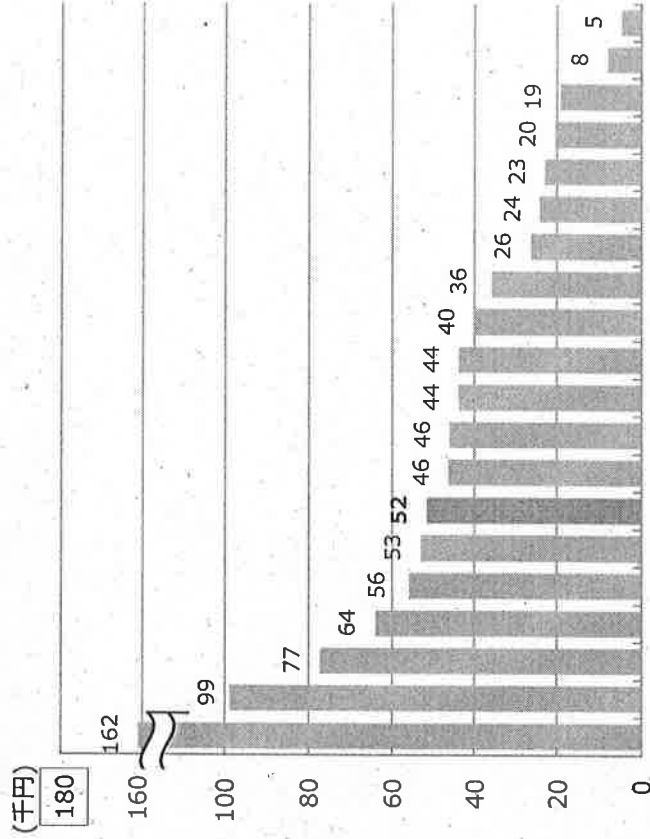


- 減債基金への積立などにより、基金残高は増加傾向
- 市民一人当たり基金残高は、20政令市中、7番目に多い

基金残高の推移



市民一人当たりの基金残高



特別会計の状況

- 7会計すべてにおいて、実質収支は黒字
- 国民健康保険事業特別会計は、収納コールセンターの活用や、コンビニでの払込対象の拡大などの取組により、未収金は減少、収納率は前年度から0.55ポイント改善

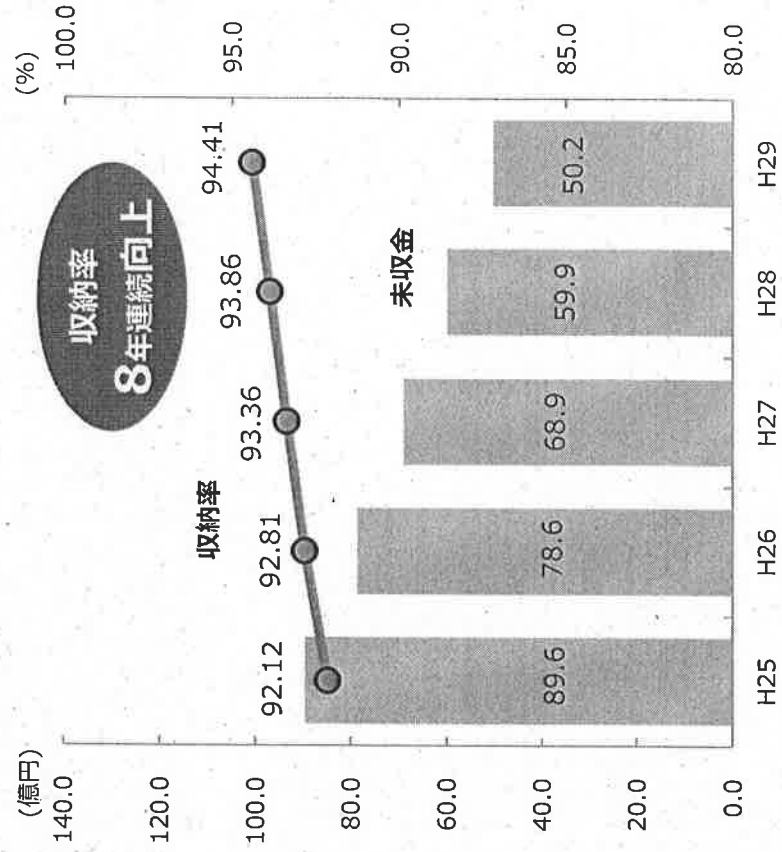
平成29年度 特別会計決算の状況

(単位：百万円)

会計別	歳入 決算額	歳出 決算額	実質収支	単年度 収支
都市開発資金	44	44	0	0
国民健康保険	108,538	107,221	1,317	450
公共用地先行取得	4,632	4,632	0	0
母子父子寡婦 福祉資金貸付	496	220	275	114
介護保険	75,164	72,051	3,113	1,207
公債管理	46,976	46,976	0	0
後期高齢者医療	11,457	10,998	460	78

※ 金額については、百万円単位のため、差引等が合わない場合がある

国民健康保険料未収金の状況と 国民健康保険料収納率の推移



水道事業

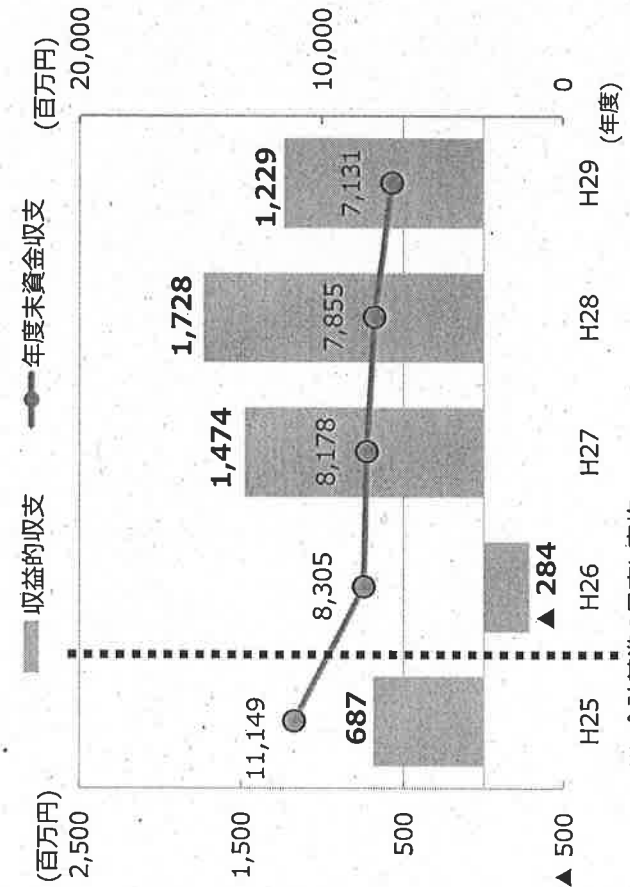
◆ 決算概要

- 収益的収支 : **12.3**億円の黒字 (純利益)
- 年度末資金収支 : **71.3**億円

◆ 地方公営企業会計基準の見直しの主な内容 [平成26年度予算決算から適用]

- 退職給付引当金の計上を義務化 ⇒ 収益的収支に影響
- 借入資本金を負債に計上。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類 ⇒ 年度末資金収支に影響

収益的収支の状況



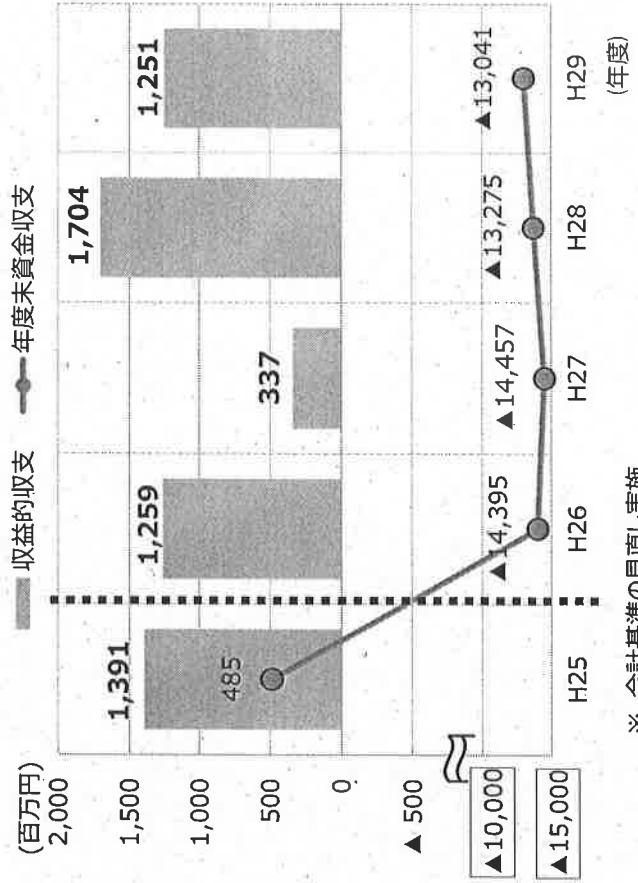
※ 会計基準の見直し実施

下水道事業

◆ 決算概要

- 収益的収支 : **12.5**億円の黒字 (純利益)
- 年度末資金収支 : **▲130.4**億円

収益的収支の状況



※ 会計基準の見直し実施

健全化判断比率

- 健全化判断比率(4指標)については、いずれも早期健全化基準を大幅にクリア
- 実質公債費比率、将来負担比率ともに低い水準に位置し、良好な数値で推移

健全化判断比率の推移

健全化判断比率	H27年度	H28年度	H29年度	【参考】 早期健全化 基準
実質赤字比率		- (赤字となっていない)		11.25 %
連結赤字比率		- (赤字となっていない)		16.25 %
実質公債費比率	5.5 %	5.7 %	5.6 %	25.0 %
将来負担比率	15.6 %	17.5 %	22.9 %	400.0 %

20政令指定都市の債務状況

